

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

平成 20 年 6 月 2 日

市 民 部

1 改正の趣旨

国では、住民基本台帳カードの普及促進を図っており、交付手数料を無料化した市町村に対して、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年度間に限り、1 枚当たりの特別交付税額を 1,500 円(現行 1,000 円+追加 500 円)に増額したところである。

これを受け、市としても住民基本台帳カードを活用し、行政サービスの向上と行政事務の効率化を推進するため、同カードの普及促進を図ることとし、暫定的に交付手数料を徴収しないこととするものである。

2 改正の内容

住民基本台帳カードの交付手数料(現行 500 円)を平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に限り徴収しない。

3 施行期日等

(1) 施行期日 平成 20 年 7 月 1 日

(2) 適用区分 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請のあったものについて適用するものとする。